秋田県告示第４２３号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

令和５年10月13日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
山本郡三種町外岡字丸ノ内56番地５ 株式会社丹波住建 代表取締役　丹　波　正　弘	能代市字下関27番の内	36.806メートル	6.00メートル	令和５年10月５日